e　項番４「償却された額」の項には、項番１及び項番２の項に計上されている貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のうち、当中間期中に（当中間期中にデフォルト事由が全て解消された場合にあっては、最初にデフォルト事由が全て解消された時点までの間に）償却された額（部分直接償却を含む。）を記載すること。

f　項番５「その他の変動額」の項には、合計額が一致するために必要な調整額（負の場合には負数）を記載すること。なお、当該変動額の発生要因のうちの主なものについて説明を付すこと（「デフォルト状態にあるエクスポージャーの回収による残高減少」「デフォルト状態にあるエクスポージャーの売却による残高減少」「デフォルト期間中の追加与信」等）。

g　項番６「当中間期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高（１＋２－３－４＋５）」の項には、当中間期末時点においてデフォルト状態にある貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のエクスポージャー額（自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。

h　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

i　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第四面）

（単位：百万円）

ＣＲ３：信用リスク削減手法

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		非保全エクスポージャー	保全されたエクスポージャー	担保で保全されたエクスポージャー	保証で保全されたエクスポージャー	クレジット・デリバティブで保全されたエクスポージャー
1	貸出金					
2	有価証券（負債性のもの）					
3	その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）					
4	合計（１＋２＋３）					
5	うちデフォルトしたもの					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　項番１「貸出金」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。

b　項番２「有価証券（負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。

c　項番３「その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、貸借対照表又は連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及び特定取引勘定に属する資産を除く。）。

d　項番４「合計（１＋２＋３）」の項には、項番１から項番３までの項に計上される額の合計額を記載すること。

e　項番５「うちデフォルトしたもの」の項には、項番４「合計（１＋２＋３）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第三項及び第四十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

f　それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。

g　イ欄からホ欄までには、引当金の控除後のエクスポージャー額を記載すること。

h　イ欄には、エクスポージャーの全部が、自金融機関の採用する手法（標準的手法又は内部格付手法）において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ（信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）として利用しない又は利用できないものを含む。）によって保全されていない場合には、当該エクスポージャーの額の合計額を記載すること。

i　ロ欄には、エクスポージャーの全額から、イ欄の額を控除した額を記載すること。